

## 評議員会議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和7年7月22日

提 案 者 代表理事 神尾 清成

(決議事項)

第1号議案 評議員の辞任に伴う選任について

当法人の評議員として下記の者を選定する。

記

評議員 織田 盛久

令和7年7月3日、代表理事神尾清成が評議員の全員に対して上記評議員会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、令和7年7月22日までに評議員全員から書面により同意を、また、監事全員より異議がないことの意味表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項に基づき、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、評議員会の決議の省略を行ったので、評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第60条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和7年7月22日

公益財団法人岡崎市学校給食協会評議員会

議事録作成者 代表理事 神尾 清成